

都道府県議会議員共済会 個人情報の保護に関する規程

(平成十七年十一月一日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）が保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する事項を定めることにより、共済会の業務の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報の含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 個人データ 個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように構成したもの及び特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。）を構成する個人情報をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 個人情報保護責任管理者 この規程の実施及び運用に関する責任と権限を持つ者をいう。
- (5) 実施機関 社会保険庁、地方職員共済組合（団体共済部）、日本私立学校振興・共済事業団をいう。
- (6) 記録媒体 共済会の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画等並びに電磁的記録（磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、光ディスク及びその他これらに類する方式で作られる記録）であつて、共済会の職員が組織的に利用、保有しているものをいう。

第2章 体制及び責任

(個人情報保護責任管理者)

第3条 個人情報を適正に管理するため、個人情報保護責任管理者を置く。

2 個人情報保護責任管理者は、事務局長をもって充てる。

3 個人情報保護責任管理者は、個人情報の取得・利用・安全管理・開示・教育研修・法令遵守等について職員に周知徹底しなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 個人情報保護責任管理者を補佐するため、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、業務部長をもって充てる。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任管理者に事故があるとき又は欠けたとき、又は個人情報保護責任管理者の指示を受けたときは、個人情報保護管理者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(個人情報保護担当者)

第5条 個人情報保護管理者の指示のもとに、個人情報の保護及び管理に関する事務を処理するため、個人情報保護担当者を置く。

2 個人情報保護担当者は、個人情報保護責任管理者が指定する。

(相談窓口)

第6条 共済会に、個人情報に関する相談及び苦情等の受付け窓口を置く。

(職員の義務)

第7条 共済会の職員及び臨時職員等(以下「職員」という。)は、個人情報の保護に関する法令及び規程等を遵守するとともに、事故及び規程等の違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職員に対する処分)

第8条 職員が、この規程に違反し、又は個人情報システムを不正に使用した場合は、懲戒処分に処するものとする。ただし、懲戒処分にあたっては全国都道府県議会議長会就業規則によるものとする。

第3章 個人情報の取扱い

(取得の制限)

第9条 個人情報保護責任管理者は、個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内において行なわなければならない。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行なわなければならない。

3 個人情報の取得にあたっては、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ないと認められるとき。
- (4) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(利用及び提供の制限)

第10条 個人情報保護責任管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を内部において利用し、又は共済会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定める業務遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するにあたって相当の理由があるとき。
- (3) 全国都道府県議会議長会において所定の手続きを経て個人データの提供の申請があったとき。
- (4) 公益上の必要その他相当の理由があると個人情報保護責任管理者が認めるとき。

2 前項第3号の全国都道府県議会議長会に提供する個人データは次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 生年月日
- (3) 性別

(4) 議員在職歴

(提供先に対する措置の要求)

第 11 条 個人情報保護管理者は、個人データを共済会以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人データの使途目的若しくは使用方法の制限を付し、又はその適正な取扱について必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 個人データを含む業務の全部又は一部を委託しようとするときは、次の各号に掲げる項目を契約内容とし、委託を受けたものは安全確保の措置を講ずるようにしなければならない。

- (1) 個人データの目的外利用の禁止
- (2) 個人データに関する秘密保持
- (3) 個人データの安全管理に関する事項
- (4) 契約終了時の個人情報の返却及び消去
- (5) その他個人情報保護のための必要な事項

2 個人情報保護管理者は、前項の委託をする場合は、委託内容毎に個人情報保護責任管理者の承認を得なければならない。

第 4 章 適正管理

(個人情報の管理)

第 13 条 個人情報保護管理者は、個人情報取扱事務の目的を達するために必要な範囲内で、個人情報を適正かつ最新の状態に保つようにしなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

3 個人情報保護管理者は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人データの管理)

第 14 条 個人情報保護管理者は、個人データの保護のために必要な措置を講ずるとともに、事故が発生した場合の対応手順を定めなければならない。

2 個人情報保護管理者は、業務端末システムに事故が発生した場合は、前項の事故の対応手順に基づいて、直ちに復旧措置を講ずるとともに、事故の経緯及び対応策を詳細に記録し、個人情報保護責任管理者に報告しなければならない。

3 個人情報保護管理者は、個人データについて利用目的毎に管理するとともに、個人情報の所在を把握できるようにしなければならない。

4 個人情報保護管理者は、個人データを安全に保管及び利用できる仕組みを確保し、目的以外の持ち出し防止策を講じなければならない。

5 個人データを保管及び利用する場合は、関係者以外の者が容易にアクセスできないよう措置をとらなければならない。

第 5 章 開示及び訂正

(開示、訂正の請求)

第 15 条 本人から共済会に対し、記録媒体に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

2 自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）又は利用停止の措置を請求することができる。

ただし、他の法令等により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(開示、訂正の義務)

第 16 条 個人情報保護責任管理者は、前条の規定により個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があつたときは、速やかに当該決定に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止に応じなければならない。

第 6 章 補則

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は個人情報保護責任管理者がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

第 2 条 都道府県議会議員共済会電子計算機処理データ保護管理規程(平成 15 年 4 月 1 日施行)は廃止する。